

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年岩手県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(財政安定化基金拠出金の徴収)</p> <p>第3条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第81条の2第4項</u>の財政安定化基金拠出金は、政令第17条第1項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収する。ただし、当該市町村から徴収することが困難であると認められる場合は、知事が当該市町村を含む全ての市町村の長と協議して定めるところにより、当該市町村を含む全ての市町村から徴収する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(財政安定化基金拠出金の徴収)</p> <p>第3条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第81条の2第5項</u>の財政安定化基金拠出金は、政令第17条第1項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収する。ただし、当該市町村から徴収することが困難であると認められる場合は、知事が当該市町村を含む全ての市町村の長と協議して定めるところにより、当該市町村を含む全ての市町村から徴収する。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。